

令和5年 第11回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日（水）午後1時30分から午後2時50分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (1人)

委員	4番	石澤和枝
----	----	------

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第8号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 所有者等を確知することができない農地に係る告示について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	上岡幸宏
参事	磯部高志
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 飯塚康夫
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和5年第11回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号4番 石澤和枝委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第11回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 齋川英夫委員、議席番号13番 立川幸一委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、柿沼誠一郎主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第8号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条734番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は15km 所要時間は40分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機、ネギ管理機、ネギ出荷用皮むき根切り自動機械、消毒機械各2台を所有しております。主な経営作物は、野菜類、果樹となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は450日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条735番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は20km 所要時間は30分です。大農機具の所有状況は、草刈機2台を所有、草刈機、管理機各1台を所有予定です。主

な経営作物は、タマネギ、黒豆、ブルーベリー、柿等となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は264日です。

検討事項6項目のうち、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条736番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は20km 所要時間は30分です。農地の利用状況以下の内容につきましては、先ほど説明した3条735番と同様になります。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条734番から736番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条734番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

では、審査会の結果を報告いたします。10月19日に委員6名が出席して審査会を行いました。

3条734番 本申請につきましては、所有権の移転22筆の申請になります。申請人は農地所有適格法人としての設立を希望する法人です。今回、農地をまとめて譲ってもらえることになり、群馬県でネギ栽培をしている知人と一緒に、今後は法人としてネギの栽培を中心に農業経営をしていきたいと考え、法人での就農を決意しました。今回農地を新たに取得するため、農業委員会に農地法3条の申請をするものとなります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、3名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、ネギを中心に野菜類と果樹の作付を行っていく予定となっております。販売先は、JA佐野、市場等を予定しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。次に、3条735番と736番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。10月19日に委員5名が出席して審査会を行いました。

3条735番、736番 本申請につきましては、所有権の移転3筆の申請になります。申請人は、知り合いが所有する農地が耕作放棄地になっ

ていたため、その農地の管理を請け負い、14年にわたり野菜を栽培してきました。農作業を続けていくうちにもう少し規模を広くやってみたいと思うようになり、今回空き家と農地を一緒に取得し、今後は野菜中心に営農していく予定となっています。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、1人で農業経営をしていきます。作付計画としましては、タマネギ、黒豆、ブルーベリー、柿等の作付を行っていく予定となっております。販売先は、直売所、道の駅等を予定しています。

以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。議席番号2番 川田恒夫委員 どうぞ。

2番  
川田委員

3条734番で対価が随分と安いのですが。

事務局

お答えいたします。こちらの案件については元々タダで譲りますということで地主さんが言っていた案件になるのですが、両者間の話し合いのもと、この金額で合意が出たということで申請を受付しております。以上です。

2番  
川田委員

わかりました。

議長

他に質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条158番について、調査班、お願いします。

調査班

4条158番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することが出来る場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、許可相当と思われれます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。



次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条1033番から1039番について、調査班、お願いします。

調査班

5条1033番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1034番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1035番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。以上です。

5条1036番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たして

いるものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1037番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1038番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は甲種農地のため、原則不許可です。立地基準は、転用目的が土地改良事業計画に定められた用途であり、不許可の例外事由である公益性が高いと認められる事業に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1039番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号の1037番と1038番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1037番と1038番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号の1037番と1038番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1037番と1038番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「所有者等を確認することができない農地に係る告示について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号「所有者等を確認することができない農地に係る告示について」

農地法第33条第1項に規定する農地に該当する農地について、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定により、別紙のとおり告示することについて意見を求めます。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。議席番号14番 澁江修身委員 どうぞ。

14番  
澁江委員

結果的には、所有権は借人の方にはいかないのですか。

事務局

現在の手続きで言いますと、所有者が亡くなってしまって相続人がどなたもいらっしゃらないという農地について、所有権を移転する手続きではなく、あくまでも公の耕作権を付けることができる手続きになります。以上です。

14番  
澁江委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

他にありませんか。議席番号15番 野村春男委員 どうぞ。

15番  
野村委員

地主がない場合にこれで土地を借りた場合、借地料が出てくると思うのですが、それは公社かどこかに、管理公社かどこかに納付することになるのですか。

事務局

おっしゃるとおりです。中間管理機構が借り受けて、中間管理機構の方に借人が賃料を納付するという形になります。

15番  
野村委員

ありがとうございます。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号について、別紙のとおり告示することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、別紙のとおり告示することに決定いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号非農地528番と529番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地528番について報告いたします。

願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われま

出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地529番について報告いたします。

願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われま

議長

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。以上です。

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、願いのとお

り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については、願いのとお

り証明することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題と

事務局

いたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

議案第6号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。98番について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外98番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっております。

許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。本議案中の利用権設定関係 計463件のうち24件、所有権移転関係 計10件のうち1件につきまして、出席委員のうち7名が議事参与の制限に該当します。それぞれの該当部分について順次、議案を分割して質疑をさせていただきますので、ご了承願います。

はじめに、利用権設定関係の36番、320番、425番について、議席番号1番 新井 勉委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井委員退室 14:33)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。36番、320番、425番について計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって36番、320番、425番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井委員入室 14:34)

次に、利用権設定関係の37番、64番、65番、123番、126番、127番、130番、131番、269番、276番について、議席番号6番 小関昭男委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。小関昭男委員の退室をお願いします。

(小関委員退室 14:35)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。37番、64番、65番、123番、126番、127番、130番、131番、269番、276番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、37番、64番、65番、123番、126番、127番、130番、131番、269番、276番については計画のとおり承認することに決定いたしました。小関昭男委員の入室をお願いします。

(小関委員入室 14 : 36 )

次に、利用権設定関係の58番、87番、159番、206番、242番について、議席番号14番 澁江修身委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江委員退室 14 : 36 )

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。58番、87番、159番、206番、242番について計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、58番、87番、159番、206番、242番については計画のとおり承認することに決定いたしました。澁江修身委員の入室をお願いいたします。

(澁江委員入室 14 : 37 )

次に、利用権設定関係の85番、214番、362番、及び所有権移転関係の6番について、議席番号11番 蘆原洋子委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。蘆原洋子委員の退室をお願いします。

(蘆原委員退室 14 : 38 )

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の85番、214番、362番、及び所有権移転関係の6番について、計画のとおり承



認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の 85 番、214 番、362 番、及び所有権移転関係の 6 番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。蘆原洋子委員の入室をお願いします。

(蘆原委員入室 14 : 39 )

ここで、議事参与の制限の関係により、議長を新井会長職務代理者と交代します。新井会長職務代理者、議長席へお願いします。

職 代

次に、利用権設定関係の 88 番について、議席番号 16 番 大芦 宏委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。大芦宏委員の退室をお願いします。

(大芦委員退室 14 : 40 )

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の 88 番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、88 番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大芦 宏委員の入室をお願いします。

(大芦委員入室 14 : 41 )

ここで、議長を大芦会長と交代します。大芦会長、議長席へお願いします。

議 長

次に、利用権設定関係の 197 番について、議席番号 12 番 小久保勝委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。小久

保勝委員の退室をお願いします。

(小久保委員退室 14:42)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。197番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、197番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。小久保委員の入室をお願いします。

(小久保委員入室 14:43)

次に、利用権設定関係の251番について、議席番号2番 川田恒夫委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田委員退室 14:43)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。251番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、251番については計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田委員入室 14:44)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の36番ほか23件以外の案件、及び所有権移転関係の6番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の36番ほか23件以外の案件及び所有権移転関係の6番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の36番ほか23件以外の案件及び、所有権移転関係の6番以外の案件については計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和5年10月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第8号については、計画のとおり承認

することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第11回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時48分閉会